

## 令和7年度 明第一地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 仲井町町会

(件名) 松戸市の今後の地震対策について

(具体内容)

昨年、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、緊張した日々を過ごしたことは記憶に残っている。「首都直下地震」に対して、2022年に東京都防災会議は、「今後30年間で発生確率70%として『ある程度切迫性が高いと考えられる』』としている。この地震で松戸市は震度6強から6弱の地震が想定されている。

仲井町町会の避難所は松ヶ丘小学校で、町会ごとのマンホールトイレの設置や体育館での周辺環境は用意されているが、当町会の世帯数は1,328世帯で、近隣の町会・自治会からの避難者数を勘案すると避難所での対応が難しいと思われる。

「松戸市総合計画」には「地域ごとの自主防災を推進します」と明記されているが、具体的な方策をいただきたい。

(回答)

- ・ 災害時の地域防災は重要であり、特に発災直後は自らの命は自らで守る自助、地域や近隣の方で相互に助け合う共助が必要になってきます。
- ・ 地域防災の拠点となる、107か所の指定避難所を指定し、松ヶ丘小学校を含むすべての小中学校に防災倉庫を設置して、アルファ米・ペットボトルなど3日分の備蓄品や飲料用として使用できる給水タンク、トイレはマンホールトイレ以外にテント型の簡易トイレや携帯トイレなどの備蓄を行っています。今年度は携帯トイレをさらに充実していきたいと考えております。
- ・ 生活用水については、市民の皆様がお持ちの井戸を「災害協力井戸」として49基の井戸を登録していただいておりますが、今後については、より一層の周知・啓発に取り組んでまいります。詳しくは市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
- ・ 市民を対象とした「パートナー講座(出前講座)」を年40回以上実施し、ご自宅が安全な場合は在宅での避難や普段から最低限の備蓄を行っていただくよう啓発活動を行っています。
- ・ また、市では町会・自治会の自主防災組織を対象に、備蓄品の購入等を支援する補助金制度を設けています。
- ・ さらに、今年度より各避難所で平素から活動する避難所運営委員会に対して、「避難所運営委員会活動支援補助金制度」を新たに開始しました。避難所運営体制の強化に向けて、ぜひご利用ください。詳しくは市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
- ・ 最後に、毎年、市の総合防災訓練を実施し、そのなかで、避難所ごとに備蓄倉庫の確認や避難所の開設訓練などを実施していただいております。

(回答課) 危機管理課

松戸市避難所運営委員会  
活動支援補助金のご案内

松戸市 危機管理課

## 地域の避難所運営を支援します！

松戸市では、災害時に避難所を円滑に運営できるように、避難所運営委員会の活動を支援する補助金制度を令和7年4月1日から開始しました。

避難所運営委員会の活動や防災訓練に必要な経費を補助します。

## ▶ 補助金の概要

### ■ 対象団体

松戸市内の指定避難所において避難所運営を行う避難所運営委員会。

### ■ 補助対象経費

- ・ 避難所運営に必要な消耗品の購入にかかる費用
- ・ 避難所運営訓練の実施にかかる費用

※詳細は、別表をご確認ください。

### ■ 補助金額

- ・ 補助対象経費
- ・ 上限 30,000 円

(参考) 補助金額の一例

例えば 3万5千円 の経費が発生した場合

補助金額は、3万円 となります。

### ■ 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日から受付開始

(適用対象範囲：4月1日以降に生じた経費)

## ▶ 申請方法

以下の書類を市へ提出してください。

1. 補助金交付申請書（第1号様式）
2. 事業計画書（第2号様式）
3. 予算書（様式3号）
4. 避難所運営委員会の規約

（定めていない場合は、ひな形を参考に作成してください。）

5. 避難所運営委員会の名簿

（定めていない場合は、ひな形を参考に作成してください。）

申請後、市が審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

※別紙「避難所運営委員会活動支援補助金申請手続きの流れ」も併せてご確認ください。

## ▶ Q&A

**Q1.避難所運営委員会とはどのような団体ですか？**

**A1.災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあっては避難所運営を円滑に行うため、地域住民、自治会、学校関係者等で構成された団体です。**

**Q2.近くの避難所で避難所運営委員会が設立しているかわからないのですが、どうしたらいいですか？**

**A2.危機管理課にお問い合わせください。**

**Q3.避難所運営委員会を設立したいのですが、どうしたらいいですか？**

**A3.近隣の町会・自治会に同じ施設を避難所とするか確認し、お集まりいただき、避難所運営委員会の名簿や規約の作成をしてください。  
※規約、名簿のフォーマットがありますので危機管理課にお問い合わせください。**

**Q4.避難所運営委員会の会議で配布する飲料は補助対象になりますか？**

**A4.はい、補助対象となります。ただし、食料については、訓練や避難所運営等で食する非常食（炊き出しを含む）を除き、補助対象にはなりません。  
※詳細は、別紙「対象経費の一例」をご参照ください。**

**Q5.補助金を事後（活動後）に受け取ることは可能ですか？**

**A5.事後受け取りはできません。  
事前受け取りのみの対応となります。  
※詳細は、「避難所運営委員会活動支援補助金申請手続きの流れ」をご確認ください。**

Q6.事前受け取りにあたり、いつまでに申請すればいいですか？

A6.受け取り希望日から2カ月前までに申請をお願いいたします。

※申請から交付決定まで、2週間、補助金請求から支払いまで1カ月程度かかる見込みです。

Q7.避難所運営委員会委員長名義の銀行口座が必要ですか？

A7.原則として委員長名義の銀行口座に振り込みます。

※銀行口座登録が未登録の場合は、別途ご案内いたします。

Q8.補助限度額の範囲内であれば、再度申請することは可能ですか？

A8.当該年度、ひとつの避難所運営委員会の申請は1回限りです。

年度内の再申請はできません。毎年度申請することは可能です。

Q9.自主防災組織補助金と避難所運営委員会活動支援補助金は2重で受けられますか？

A9.はい可能です。自主防災組織と避難所運営委員会は違う組織ですので、それぞれ申請できます。

Q10.必要な手続きを教えてください。

A10.別紙「避難所運営委員会活動支援補助金申請手続きの流れ」をご参照ください。

最初の交付申請に必要な書類は

①交付申請書、②事業計画書、③予算書、④避難所運営委員会の規約、⑤名簿の5点です。

Q11.交付決定補助金の請求に必要な書類は？

A11.「補助金概算払請求書」です。

Q12.実績報告に必要な書類は？

A12.①「活動実績報告書」、②「事業報告書」、③「決算書」、④「領収書の写し」です。

Q13.領収書の宛名はどのように書いてもらえばよいですか？

A13.「〇〇避難所運営委員会」と記載してください。

Q14.活動報告時、レシートの添付ではだめですか？

A14.原則、領収書の写しとなります。

Q15.申請はいつすればよいですか？また、期限はありますか？

A15.助成金の対象となる事務または事業の実施前に提出をお願いします。年度内の事業ですので、年度をまたいでの申請はできないので早めの申請をお願いします。

Q16.避難所の備蓄品の購入は補助金の対象になりますか？

A16.対象は避難所運営委員会の会議、研修にかかる費用、避難所運営委員会が主体となって実施する防災訓練にかかる費用であり、備蓄を目的とした備蓄品の購入は対象になっていません。

備蓄品は市が準備して、入れ替え等を実施しているため本補助金では購入はできません。防災訓練で使用する防災用品であれば対象となります。詳細の決定は市で審査致します。ご不明な点は危機管理課までお問合せください。

## ▶ お問い合わせ

松戸市 危機管理課

電話番号: 047-366-7309

メール: [mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp)

災害時に円滑な避難所運営を実現するため、  
ぜひ本補助金をご活用ください！